

## 山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和6年7月19日（金）10：30～15：30

会議出席者

<出席委員>

坂本委員、石井委員、岩田委員、北原委員、後藤委員、小林（拓）委員、  
佐藤委員、杉山委員、芹澤委員、高木委員、箕浦委員、湯本委員

<事業者>

山梨西部広域環境組合 建設課 長谷部課長、小澤副主幹、望月主査

株式会社静環検査センター 環境事業部 佐口部長  
環境事業部 環境計画課 竹内主任研究員、岡本、  
池田、本間  
環境事業部 生態系調査課 栗田課長

<事務局>

山梨県 環境・エネルギー部 大気水質保全課

野中課長、齋藤総括課長補佐、樋川課長補佐、谷内主査、伊藤副主査

## 次第

- 1 開 会
- 2 議 事  
議題 山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業に係る準備書について
- 3 その他
- 4 閉 会

## 配布資料

### 次第・座席表

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

資料1 事業概要と準備書手続について

資料2 準備書に係る関係市町長からの意見

資料3 準備書について公聴会で述べられた意見

事業者説明資料1 方法書について公聴会で述べられた意見及び意見についての事業者の見解

事業者説明資料2 意見概要書等(準備書について県民等から述べられた意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解を記載した書類)

事業者説明資料3 事業者説明資料(公開版)

事業者説明資料4 意見整理表(公開版)

事業者説明資料5 事業者説明資料(非公開版)

事業者説明資料6 意見整理表(非公開版)



傍聴人の方は、受付時に配布した傍聴券に記載の「傍聴の心得」を御覧いただき、心得に沿って傍聴願います。また、審議会の記録のために、審議の途中で写真を撮影する場合があります。そして、今回の会議は、対面とWebによる参加を併用して開催しております。議事録作成のため、会議内容については、録音をさせていただきます。恐れ入りますが、御発言の際は、必ずマイクを使用して、大きな声でお願いします。また、御発言の都度、お名前を仰っていただくようお願いいたします。加えて、長時間の会議になることが予想されますので、端的な質疑応答をお願いします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。本審議会の議長は、条例により会長が当たることと定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思います。坂本会長よろしく申し上げます。

## 2 議事

### 議題 山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業に係る準備書について

(坂本会長)

それでは議事を進行させていただきます。

案件の審査で入る前に本議会の運営方法について確認をお願いします。本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、「動植物の希少種や個人情報に関わる部分に除いてすべて公開する」、「議事録については、発言者名を含む議事録を公開する」ということをお願いいたしております。それから、希少動植物保護の観点から、一部の審議については、非公開で行います。本日の審議の中では、午後の後半を予定しております。非公開の内容に関する審議の際は、報道関係者及び傍聴人には、本会場から一旦退出していただきます。以上、御協力をお願いします。

それでは議題に入りたいと思います。本日の議題は「山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業」に係る準備書に関するものです。はじめに事務局から、「関係市町長からの意見」と、「7月13日に開催された公聴会で述べられた意見と事業者の見解」について説明してもらいます。次に、事業者から、「方法書の公聴会で述べられた意見に対する

事業者の見解」と「準備書についての意見と事業者の見解」についての説明をしてもらいます。その後、1回目の審議会で各委員からあった質問や意見等に対する事業者の見解を説明してもらいますので、その説明内容を受けて、各委員には質疑応答をお願いします。なお、本日は、予定が午後4時までということで、長丁場になると思いますが、各委員の出席状況に応じて、事務局で審議する項目のおおまかなスケジュールを作成してもらっているのです、それに沿って、進めたいと思います。

それでは本日の議題に入ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

大気水質保全課 課長補佐 樋川でございます。資料1から3に基づき説明をさせていただきます。

まず、資料1ですが、概ね前回と同じ内容ですので説明を省略させていただきます。

資料2「準備書に係る関係市町長からの意見」を御覧ください。中央市長からは意見がありませんでした。市川三郷町長からは、「全般事項」として、工事・供用時などの各段階で説明会等を定期的で開催し、住民の不安解消に努めて欲しいとの意見がありました。「大気汚染・土壌汚染、煙突の高さ」については、地元説明会時にも煙突からの白煙や煙突高さについての質問が多くあったため、情報公開により、住民の不安解消に努めてほしい旨の意見がありました。「地域交通」については、施設稼働後に車両の増加が見込まれるため、搬入時刻や経路の分散等あらゆる方策を検討して欲しいとの意見がありました。

次に資料3「公聴会で述べられた意見」を御覧ください。一番右の要旨のところを読ませていただきます。公述人の募集を行ったところ、1名から公述人の届出がありましたので7月13日に公聴会を開催しました。

公聴会では3つの意見が述べられ、「事業計画」について、準備書では処理能力が361トンとなっているが、その後に公表された基本設計報告書(案)では274トンとなっているため、それらと整合が図られた環境影響評価を行うべきである。また、人口減少等を踏まえると、30年後の建て替え施設の用地面積3haを予定していますが、これは過大であり、計画を精査すべきであるといった意見がありました。

次に「大気汚染」について、煙突高さ59mより100mの方が、地上における排気ガス濃度が高くなるのは計算がおかしいので、計算方法を見直すべきである。また、山梨県では冬に偏西風が卓越し、事業実施

区域の東には住宅団地もあるため、それらも考慮して排気ガスの影響について予測すべきであるといった意見がありました。

最後に、「動物・生態系（猛禽類）」については、調査範囲内における確認数から、主要な採餌環境ではないと結論づけているが、調査が不十分であるため、より綿密な調査を行うべきといった意見がありました。以上で資料1から3の説明を終わります。

（坂本会長）

ありがとうございました。ただ今、事務局から「関係市町長からの意見」と「公聴会で述べられた意見」について説明がありました。本日の会議の位置付けですが、今日とその後にもう1回会議があり、次の会議のときには、事務局がまとめた知事意見（素案）を出すことになっています。今回、事業者には、前回の審議会で委員から出た意見等について説明をしていただくことになります。

ここからは、事業者からの説明とそれに対する審議ということですが、先ほども申しましたように、長丁場で、また委員の都合もございまして、午前の部では、全般事項、水質汚濁、日照障害、景観について審議いただきます。午後の部については、残りの案件について審議したいと思っています。

それでは事業者から、事業者資料1と2の説明を5分程度で簡単にお願ひします。

（事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏）

それでは事業者から、1つ目、「方法書に対する公聴会意見の内容とそれに対する見解」について説明させていただきます。事業者説明資料1になります。午前中の審議内容に沿いまして、番号につきましては少し前後いたします。

まず、意見番号3の埋蔵文化財について、対象事業実施区域内に埋蔵文化財があるのではないかという御意見をいただきました。今回の計画地は、文化財保護法で保護対象にはあたらない区域となっております。しかし、工事中に文化財が確認された場合は、関係先への報告等を適切に対処いたします。

続きまして、意見番号4の景観です。みたまの湯という温泉施設からの景観がよいという御意見。そして、そこから白煙が見えることについて意見がございました。回答といたしまして、みたまの湯からの景観、及び白煙の影響については準備書に記載はしております。しかし、夜景

の白煙については準備書に記載していないことから、評価書において予測・評価結果を追加いたします。

続きまして、意見番号5、用地買収面積について、特に西側の地形が楕型になっていて、動線が悪くなるのではないかという意見がありました。今回の対象事業実施区域の敷地には、計画施設の他、緑地、雨水調整池、次期施設の建設用地等を含んでおります。また、今回の計画施設や駐車場などを整備する、以外の敷地については、緑地等として整備する計画です。その他、敷地の一角には、後ほど説明いたしますが、植物・動物の成育・生息場所として適切な環境を創出して、維持管理する計画です。

以上が方法書に対する公聴会意見とそれに対する回答となります。

続きまして、事業者説明資料2です。当該資料は、準備書に対する県民等からの意見とその回答となります。

まず、意見番号1、事業計画について、公開される文書により処理能力が異なるという点について御意見がありました。こちらは、各文書の作成時点で最新の検討結果の能力を使用しておりまして、今現在最新のものが基本設計報告書であり、準備書作成時点では案だったものですが、こちらが策定とされた場合には、1日当たり274トンが最新の計画処理能力となります。

次に、基本設計報告書（案）では、敷地左側に盛土は行わないとあるが、一方、アセス準備書では2mの盛土を行うとあり、文書間で整合が取れていないのではないかと、という意見をいただきました。基本設計報告書（案）においては、左側敷地の盛土は今後検討する、と記載しており、盛土を行わないとは書いていません。準備書では先行した検討結果をもとに2mの盛土を行うとしており、文書間での整合は取れていると考えます。

意見番号6まで飛びます。処理方式の違いに対する評価の結果について、もっと分かりやすく説明してほしいという御意見をいただきました。評価書の総合評価について、処理方式の違いや、その他の複数条件による評価結果を分かりやすく示したいと考えております。

続きまして、意見番号8、施設の配置・形状について、準備書の景観の予測・評価結果で、建物を敷地の南側に寄せて、形状としては段差を設けるとあるが、これは基本設計と整合がとれているのか、という御意見です。準備書の作成と、基本設計の検討が並行して行われており、その中で情報を得ながら準備書を作成しており整合はとれております。また、配置の詳細や形状については、環境影響評価の結果を受けて、詳細

設計においてさらに検討を進めるものであります。

以上が、準備書に対する意見とそれに対する見解です。 続きまして、事業者説明資料3、4の説明をしてよろしいでしょうか。

(坂本会長)

はい。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

続きまして、第1回技術審議会と、それ以降に頂いた御意見につきまして、事業者より回答させていただきます。なお、前回の審議会中で、質疑・応答が終わったものについては、意見としては記載していますが、説明は省略させていただきます。それでは、事業者説明資料3に沿って進めて参ります。

意見番号1です。準備書に、環境配慮事項と環境保全措置というものを分けて記載しているのか。であれば、線引きが曖昧であるため、内容を整理するとともに、整合を図ること、という御意見をいただきました。こちらの意見について、関連する意見が続きますので、意見を先に連続して読ませていただきます。意見番号2、環境配慮事項の不確実性の有無を評価書に記載すべき。また、不確実性がある場合は事後調査を行うべき、という御意見です。さらに進みます。環境保全措置について、回避・代償についての記載のないもの、検討が足りないものがある、追加再検討すべき、という御意見です。続きます。意見番号4、環境保全措置について効果を示すべき。措置の効果について不確実性も含めて、科学的に、できるだけ定量的に記載すべき、という御意見です。さらに続きます。意見番号5、予測や環境保全の効果の不確実性に関する記述が不足している。不確実性の有無を、根拠、判断理由を記載するとともに、不確実性がある場合は事後調査を行うべき。以上、環境配慮事項、環境保全措置、事後調査に関する一連の御意見をいただきました。これらの回答といたしまして、御説明しますと、環境配慮事項と環境保全措置について、効果と確実性を根拠とともに再度整理して評価書に記載いたします。環境配慮事項について、効果に不確実性がある場合は、環境保全措置とするか、事後調査の実施を検討いたします。また、不確実性によって、環境保全目標を逸脱する可能性がある場合は、事後調査を行うこととします。環境保全措置について、回避・最小化・代償の順で検討するとともに、それぞれ孤立した独立したものとして、回避・最小化・代償のすべてについて検討を行います。

最後に、項目間での環境配慮事項、環境保全措置の整合を図ります。また、関連して、煙突排ガスの塩化水素に関する予測評価につきまして、現在、更なる保全措置の結果をもって、環境の影響が小さいというような評価を行っているのですが、そちらの数値的な効果ですとか、その結果についてはお示ししていないものですから、評価書におきましては、この塩化水素とすべての項目につきまして、効果等をできるだけ数値化してお示ししたいと考えております。

次の意見に移ります。意見番号6、準備書においてモニタリングを環境保全措置としているものがあるが、モニタリングは事後調査とすること、という御意見です。地下水や地域交通など、工事中などのモニタリングを環境保全措置としている項目がありましたが、これらは全て事後調査といたします。

意見番号7、環境保全目標について、環境保全措置の効果を踏まえて設定すべき。環境基準やその他の基準を用いる場合も、その妥当性を記載すべき、という御意見です。回答につきましては次のページです。表の一番左側が目標を設定する影響評価項目、大気汚染ですとか水質汚濁といったものになります。次の列が現在の準備書における目標です。現在は環境基準や、排出基準などからそのまま引用したものが多くなっております。この目標について、環境保全措置の効果も踏まえた、可能な目標について改めて検討を行います。今、赤字でお示ししているのはそのこの検討結果の例でして、例えば、車両、資機材や廃棄物の運搬車両による粉じんについては、既存の指標であるところの10トンから、さらに小さくできるのではないかと考えております。また、水質につきましても、排水基準をベースに目標設定をしておりましたが、平水時、通常の雨が降っていないときの排水については、生物等も考慮した、環境基準等のもっと厳しい数字が適用できるのではないかとということで検討しております。また、準備書におきまして、目標を採用した根拠までは記載していなかったもので、その設定根拠についても、今、表の一番右にお示ししているような根拠を追加していきたいと考えております。

意見番号8、処理方式が決まっていないうちで、どのように環境影響評価を行ったのか、これについては、第1回の審議会で説明したとおりとなります。次に、処理方式はいつ決まるのか、という御意見につきましては、令和7年度の業者選定時に、業者から提案を募りまして、それを評価して、業者と処理方式を決定するという計画です。

意見番号9につきまして、処理方式が決まっていないうちで、方式毎の採用実績、実例での排水量、排水水質、排ガス量及び排ガス濃度の観測

値を踏まえ、処理方式ごとに環境影響を予測すべき、という御意見です。1つ前の質問にも、重なるのですが、排水については、どの方式を採用するとしても施設外には排水しないこととしております。したがって、影響の予測・評価は今回行っておりません。処理方式や規模等により異なってくるため、収集した情報から、規模が近く環境影響が大きいもの、排ガス量が多いもの、こちらを採用して予測をして、「どのような採用をしたとしてもこれを超えることはない」というような安全側での考えで予測・評価しております。下の表は、排ガス量について収集した事例になります。今回の計画施設の処理能力1日あたり361トンに近く、排ガス量が多い、一覧から言うとDの事例をもとに、排ガス量を設定しております。

意見番号10、複数案の検討が、環境配慮事項や環境保全措置の決定など、どのように事業に生かされるかがわかるように記載すべき、という御意見です。複数案に対する検討に総合評価の結果から、さらに環境配慮や環境保全措置の検討を行って、それを評価書に記載いたします。こちらが、それを行って見た検討の1例になります。例えば、処理方式、煙突高さ、施設の配置・形状といったような複数案がある中で、上から、処理方式では廃棄物、真ん中の段では焼却・ストーカ式において廃棄物が一番大きくなるという予測結果が出ております。現状ではこれを踏まえた上での、さらなる保全措置等の検討は行ってはいないのですが、これを踏まえた上で、ストーカ式ではその灰の一部をさらに資源化するというような保全措置を追加したいというふうに考えております。同じように、温室効果ガスでは、シャフト式で温室効果ガスの排出量が最大となっておりますが、こちらについては技術の進歩などもあるかと思いますので、施設選定にあたって、温室効果ガス排出量に対して、こちらを評価基準として選定し、よりよいものを選択するというような措置を追加できればと考えております。また、煙突高さにおきまして、これまでの総合評価の結果については、全部をまとめたわかりやすい表がなかったものですから、このような形での高さによる影響を整理してわかりやすくお示しできればと考えております。

意見番号11につきまして、事業実施区域内の地図でその他用地とあるものは何か、また計画施設等を整備した後に残った用地について手つかずで残すことはできないか、という御意見になります。次のページに移ります。この図におきまして、薄い緑色がその他用地となる部分であります。内訳としては、緑地、雨水調整池、あと次期施設の用地となっております。このその他用地につきましては、周辺の方が身近に利用で

きるような緑地として整備するほか、左上の一角の、少し鍵型になっているような部分につきましては、生物の生育・生息環境の創出場所として整備して、以後、維持管理を行っていく計画としております。

次に、意見番号12、環境保全措置の回避・最小化・代償はそれぞれ異なる概念であることから、それぞれについて検討を行うべき。そして、回避・最小化・代償の順で検討すべき、という御意見です。こちらにつきまして、順番を守りつつ、それぞれについて検討を行います。下の表は、再検討の例といたしまして、地下水の場合を整理いたしました。準備書から、改めてそれぞれ再検討を行いまして、下線部分につきまして今までは準備書に記載していなかったのですが、例えば回避につきましては、今では簡易水道または井戸水となっていますが、それ以外の用水先を変更して、地下水の汲み上げ量を減らす、あるいはなくすといった方法。最小化については、揚水試験から適切な井戸水の揚水量を設定するという取り組み。代償につきましては、もし下流側の井戸利用者に不都合が生じた場合はそこを水道水に切り替えるといったような措置。これらのような保全措置の追加を検討して参ります。

意見番号13、資料作成にあたっては、優先順位等が伝わる資料とすべき、という御意見につきましては、そのように今後努めさせていただきます。

意見番号14、粉じんについて、準備書では建設機械の稼働による粉じんの予測・評価を行っていますが、それに加えて、造成等の施工による一時的な影響を加えて予測・評価すべき、という意見がありました。まずは御指摘のとおり、造成等による粉じんの一時的な影響を予測・評価いたします。造成時の粉じんの発生源としては、すでに予測を行っております建設機械の他に、風による舞い上がり、巻き上がりが考えられますので、現地での風速の観測結果から、舞い上がりが発生する可能性の頻度を整理して、評価をしたいと考えております。

次に、意見番号20です。工事中の排水について、一律排水基準と比較して環境への影響は極めて小さいとしているが、放流先の生物への影響を考慮して影響の程度を判断すべきという御意見です。関連する意見もありますので次のスライドに移ります。造成等による水質汚濁について、出水時だけではなく、平水時や低水時についても環境影響評価を行うべき、という御意見です。1枚ページを戻りまして、まず、平水時、低水時の排水の影響について予測・評価を行います。平水時の現況調査結果から平水時の水質・水量等を整理するとともに、環境保全目標には、生物への影響を考慮して、生活環境に関する環境基準の浮遊物質量の2

5 mg/Lを採用して、予測結果との比較評価を行いたいと考えております。25 mg/Lは、AA類型と呼ばれるもので、非常に綺麗な水で生息する生物も観測できる水質が維持できるだろうということで、この値を採用したいと考えております。

意見番号22です。工事中の濁水を例としてですが、調整池の整備という環境保全措置が、影響を最小化するものとして適切か、という御意見です。保全措置ではなく、アセスと関係なく整理するということが決まっているのであれば、それは環境配慮事項ではないか、という御意見でした。また、モニタリングを設定しているがこれは保全措置ではない、という御意見です。こちらにつきまして、配慮事項・保全措置の再検討の一部となりますが、調整池の設置については配慮事項、モニタリングについては事後調査といたします。

意見番号23、分別・破碎施設についても、排水量や排水水質、水処理、洪水対策等を示すべき、という御意見です。この意見につきまして、分別・破碎施設も、焼却溶融施設と同じ建物内に一体として整備いたします。そのため、排水については外に出さない計画となっております。洪水対策等の防災につきましても、焼却溶融施設と同じ対策を実施いたします。準備書にこういった記載をしておりませんでしたので、評価書の方では明記いたします。

続きまして、意見番号32、日照の影響について、周辺の土地利用状況の現地調査結果を示すこと、そして予測手法と環境保全目標の設定根拠を示す資料を示すこと、という御意見です。この意見について、いずれもそのとおり土地利用状況の現地調査、あるいは目標の設定根拠等をお示しいたします。また、準備書では時刻別日影図と、天空図を作成していますが、これに等時間日影図を作成して、目標との比較・評価が適切にできるようにいたします。

続きまして、同じ日照について、煙突高さが決まっていな中で、日照への影響に対する環境保全措置、代償措置として農家への補填を記載すべき、という御意見です。環境保全措置につきましては、繰り返しのなりますが環境配慮事項とともに再検討を行ってまいります。その中で、煙突高さが決まっていななかで、もし高い煙突が採用される可能性があって、その結果被害が生じるような可能性がある場合は、代償措置としての補填を評価書に記載したいと考えます。

意見番棒57、景観について、眺望地点に東花輪駅、甲斐上野駅、(笛吹川にかかる)JRの橋の3点を追加すべき、という御意見です。この意見の3点を調査地点として追加いたします。地点の位置関係はこの図

に示した北西から南西にかけての3地点となっております。このうち、JRの橋については、移動する電車から見た場合とほぼ同じ眺望が、堤防上から得られる可能性があることから、現地でより良い方を現況として採用したいと考えております。こちらは、準備書で現地調査は行っておりませんので、夏季の現況調査について実施いたしまして、夏季の現況の景観・眺望計画に、フォトモンタージュを行って予測を行います。なお、冬の景観については、現況調査を行わない考えです。他の眺望地点として9地点でこれまで行ってありますが、これらの3地点の冬の予測結果等を参考に予測追加の検討・評価を行っていきたいと考えております。事業者説明資料3の27ページからは、それぞれの視点から、現況と将来の仮予測という形で簡単に再現したものです。実際は、撮影したもので正式に予測いたします。こちら、東花輪駅で、正直なところ、「見えるところまで行けば見える」というような形で、東花輪駅周辺から少し南側に下ったところで煙突が見える、人の行き来するところで、煙突が見える場所もありますので、こういったところを調査地点としたいと思っております。甲斐上野駅も同様で、駅前に立っている家の間から施設が見えるような角度がございまして、こちらからの予測をしたいと考えております。こちらはJRの橋からで、実際の写真は堤防上からの写真になります。こちらについても予測・評価を行います。

続きまして、意見番号58、国道140号からのシークエンス景観を作成すべき、という御意見をいただきました。移動しながらの景観ということで、実現可能な方法として検討した結果、このような形で140号を西から進んだ場合、東から進んだ場合の道のりを、勾配、方向、標高等から眺望地点を選定して、そこでの眺望の現地調査と、予測・評価を行いたいと考えております。西から東に向かってはこの6地点。そして、東から西に向かっては、この32ページにおける7地点を眺望地点として設定したいと考えております。こちらにつきましては、夏季における現状写真を撮影、シミュレーションして、予測・評価をしたいと考えております。冬につきましては、現況調査は行いませんが、他の時点の予測・評価結果等を踏まえて考えたいと考えております。次のページからは、仮で作成したシークエンス景観のイメージとなります。1番から2番というのは西から東に向かって、計画地に近づいていく写真で、概ね西から東に進む場合は、視界の中に中央から右寄りにかけて、建物や敷地がずっと基本的には見える景観となっております。こちらが東から西に進む場合ですが、例えば、右側の8番というのは、計画地が視界の外に出てしまいます。東から西に進む場合、道路の方がよくカーブし

ますので、建物は左右に振れながら、徐々に近づいていきます。また、周囲の建物も多くなっているものですから、近くの建物にすべて隠れてしまうことや、部分的に隠れてしまうといった見え方をします。

続きまして、意見番号59、煙突の高さにより航空法等の規制を受ける場合は、それを含めた予測を行うべき、との御意見です。煙突高さが60m以上になると規制がかかって、色を塗るか、照明をつける必要が生じますので、それを考慮した予測を行います。表示した図は仮で、簡単に予測した結果です。こちらの予測は100mですが、一般に煙突が60m以上に高くなると、塗色による対応をした場合はこのような赤白の煙突になりまして、景観も変わってくると考えられます。また、無理やりに夜間の照明について再現したものがこちらになりまして、航空障害灯というものをつけた場合はこのようなイメージになるのではないかと思います。今後シミュレーションを実施いたしますが、まずはわかりやすいイメージとしてお示ししました。

意見番号60、景観のほとんどの対象について、建物の面の分割、塊の分割、塗り分け等も考慮した予測を行うべき、という御意見です。建物の形状については、プラントメーカー等により異なり、環境影響評価で詳細に設定することができません。予測評価結果が、より良い設計に活用できるよう、整理して評価書に記載して、それがうまく使えるようにしたいと考えております。これが整理の1例ですけれども、今の準備書における景観の評価の結果については、個々の検討項目についてそれぞれで結果が示してあるだけで、各検討項目を踏まえたまとめをしておりますので、今回、夜景、付属物等も含めた予測をした中で、最終的な景観の評価結果のまとめというものを行いたいと考えております。

意見番号61、夜景や送電鉄塔などの付属物を考慮した予測をすべきという御意見です。夜景について、夏季に現況調査を行いましてそれをもとにフォトモンタージュを行います。付属物についても同様に行います。繰り返しになりますが、冬季について現況調査は行いませんが、その他の地点での予測結果を参考として予測を行います。ちなみに右下の写真は、既存の甲府・峡東クリーンセンターにおける夜の写真です。

意見番号62、将来計画にある次期施設を併設した場合のフォトモンタージュを作成し、保全措置が必要か検討すべきと、いう御意見です。次期施設については、計画施設の供用開始後すみやかに解体することから、両方の建物が存在し、景観に影響を及ぼす期間は1年半程度と一時的と考えられます。したがって、今回の環境影響評価では、施設の

併設による影響の予測・評価を行わないという考えであります。

意見番号63、景観の環境影響評価の結果が、どのように計画施設に反映されるのかを記載すべき。また、アセス段階でデザインが決定されていないことから不確実性がある。不確実性がある場合は事後調査を行うべき、という御意見です。これについて、景観の予測評価結果について、最終的にどのような条件で影響が最も小さくなるかを整理して、評価書に示すことで、施設設計に反映しやすいようにしたいと考えます。また、景観についての事後調査の実施を考えております。

意見番号64、人と自然との触れ合い活動の場について、道の駅とよとみを予測地点に追加すべき、という御意見です。道の駅とよとみについて、予測・評価地点に追加いたします。人と自然との触れ合い活動の場につきましては、景観の変化、その他、騒音や悪臭による悪影響はないかといった視点で予測・評価を行っております。こちらは、追加する道の駅とよとみとの位置関係になります。こちらの現状の景観がありまして、将来の景観の夏季・冬季、こちらには附属物は含まないのですが、おおよその結果を示しております。景観については、煙突59mで影響がより小さくなると予測され、その他、アクセスへの影響、騒音や悪臭といったような活動に影響を及ぼす恐れがある項目について考慮して、評価書に反映したいと考えます。

最後に、景観の表現につきまして、「景観に入る」といったような文章がありこれは日本語としておかしいのではないか、という御意見です。そのとおりでして、全般を通して、こういった文章表現については改めて参りたいと思います。

以上が午前中の事業者の回答の説明となります。ありがとうございました。

(坂本会長)

ありがとうございました。事業者には、事業者説明資料3の午前中の部分で52ページまで御説明いただきました。そして、その意見というのは、事業者説明資料4で誰からの意見かというのが書いてあります。それでは、午前中の審議ということで全般的事項、水質汚濁、日照阻害、景観についての意見に対する見解を事業者から説明いただきました。この部分について、今から質疑応答を行うわけですが、まず、会場の委員からお聞きして、Webの委員にお聞きしたいと思います。

最初に私から、公聴会や関係市町長からの意見についての説明が前半部にあったと思うのですが1点確認です。市川三郷町の町長からの意見

で、「調査・工事・供用時の各段階に応じ説明会を定期的を開催し」とのことですが、「定期的」というのはどのような感じで計画していきますか。それだけ読むと、ひと月に1回ぐらい必要かと読めるのですが、いかがでしょうか。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

今現在の予定ですが、月1回という定期的なものは考えておりません。例えば、今行っている造成設計等の詳細が固まった段階で、地元の皆様にお示ししたりですとか、また、工事着手する段階で御説明をしたりですとか、事業の段階・段階で御説明をしながら事業を進めていく予定でおります。

(坂本会長)

それでは、定期的という言葉は不適かと思しますので、調査・工事・供用時のそれぞれ1回ずつ少なくともあるということで、回答いただければと思います。

会場の委員の方で、石井委員お願いします。

(石井委員)

景観に関して、色々と丁寧に御回答いただいてありがとうございます。1つ気になったのが、意見番号62で1年半が一時的と書かれていますが、一時的とは言えないと思うので、ラフでもいいので、「このようになりますよ」くらいはフォトモンタージュを作成いただくのがいいと思います。いかがでしょうか。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

ラフというのがどのぐらいの許容範囲を含むのかということも正直ございます。随分先の話でもあるので、規模もかなり小さくなるのではないか等の見込みもある中で、例えば今回と同程度のもので、箱型のものを建てたらどうなるかとか、そういったものであれば、再現すること自体は可能ではございます。

(石井委員)

そのような場面がありうるということのみを表現してもらうことは可能でしょうか。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

はい。例えば、「そういった可能性がある」というものであれば、作成自体ができるものですから、対応したいと考えます。

(石井委員)

もう1点はこの準備書自体よりは、この後での評価をするときの表現についてです。これまで色々やってきた中には、何でも「これだったら大丈夫」とその根拠が書いていないのがありますので、その辺について丁寧な書き方をお願いします。「単に大丈夫」とか、「いろいろ変わるけれど景観への配慮を少ししているからOK」とかいう言い方ではなく、「このようなマイナス面もありますが、これだけやっているのです大丈夫です」というようなことしっかりと記載してください。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

承知いたしました。ありがとうございます。

(坂本会長)

主には意見ということで、回答については一応了解ということでしょうか。

それでは、次はWebの委員にお聞きしたいと思います。岩田委員お願いします。

(岩田委員)

山梨大学の岩田です。私が意見させていただいた意見番号20、21について、適切に対応をいただいておりますので、その方向で良いかと思っております。

ただ、環境基準をもとに判断するだけでなく、最近では、事業の事前と事後の比較及びコントロール（事業の影響を受けていない対照区）とインパクト（事業の影響を受ける影響区）との比較から事業の影響評価を行うのが環境アセスの通常の方法になってきているかと思っておりますので、環境基準のみで判断するのではなくて、そのような比較対象となるところとの比較も併せてしていただければと思います。以上です。

(坂本会長)

他のWebの委員はいかがでしょうか。

それでは時間もありますので、私からの質問です。全般的な意見や市

町長の意見からもあったかと思うのですが、敷地の図を見せていただけますでしょうか。その他用地の計画について、もう少し詳細な説明をお願いします。

例えば、雨水調整池等からどこへ水が出ていくか、それを含めてどの辺にどのような施設をつくるのか。左上の鍵状になっているところは、動植物の移植を考えており、その他は雨水調整池、次期施設の場所としているようですが、拡張計画というのはいかなるように行うのか、その辺について説明願います。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

施設計画ですが、まず、この図のとおり、東側に新ごみ処理施設を建設する予定です。後は現在の計画ですが、その南側に雨水調整池を建設するとともに、通路、及び駐車場などを整備する計画となっております。また西側につきましては、施設の基本方針の中に、地域の方に開かれた施設ということがありますので、今後緑地公園等を整備していくとともに、西側においても、雨水を受けるような調整池を計画しております。雨水排水は雨水調整池をとおりまして、現在点で示しているところから、下流の水路に排水する計画となっております。

(坂本会長)

図で大体の大きさを説明しておりますが、例えば、その他の緑地と書いているのは、全部分が緑地ではなく、西側の半分が緑地とも思うのですがいかがでしょうか。その大きさを願います。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

先ほど申し上げましたように、今まさにその設計をしている段階なので具体的なところはお示しできません。調整池をどこに設けるかとか、どのぐらいの大きさにするのかというのは、今お答えできるところまで細かい数字が出ていなくて、その設計を今行っているというところです。

(坂本会長)

それでは、この用地全体の面積はどうやって決めたのですか。この用地を買収するにあたって、普通だったら必要最小限のお金で買収することを考えるのですが、結構大きめにとっているように感じます。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

こちらの用地は約6ha弱あるのですが、今ここで60年の操業を予定しております。この図のとおり東側に、新ごみ処理施設を建設して、概ねですが30年間程度稼働させる中で、30年を目途にこの西側に次期のごみ処理施設を建設して、そこでも概ね30年稼働させるということで、敷地の中に建て替えるということを前提に、60年稼働を前提として、約6haの用地を選定しております。

(坂本会長)

わかりました。ということは、差し当たりの30年は、この図で灰色と黄色の箇所と、雨水調整地ぐらいということですか。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

はい。加えて西側の公園緑地というような形で整備をしていきます。

(坂本会長)

わかりました。他にいかがでしょうか。  
芹澤委員お願いします。

(芹澤委員)

山梨大学の芹澤です。小林委員から指摘があるとは思いますが、煙突の高さが60mと100mを比べて、100mの方が拡散しないという評価はおかしいと思います。どういう式を使ったかわかりませんがその式が間違っていることはないのでしょうか。しかもこれは、97m以上の高さで濃度が大きくなると書いてあるのですが、どう考えてもおかしいと思います。これは公にされるのですから、よく検討してほしいです。

(坂本会長)

わかりました。午後の部で、大気の煙突の計算は説明していただけたかと思えます。専門家でない一般の方にもわかるような説明を改めてお願いします。私自身もある程度わかるのですが、パラメーターをいっぱい変えて、その調整の仕方によって、いくらでも任意の答えが出てくるようなものなので。問題は、どのようなパラメーターを使ったとか、どのような気象条件を想定したとか、その辺だと思いますので、午後にはその辺がいろいろ聞かれると思います。

少し時間もありますので、午後に予定されているもののうちで、水象、地盤沈下や廃棄物・発生土、この辺の審議を少しやっつけてしまおうと思

ます。よろしいですか。  
石井委員お願いします。

(石井委員)

景観とは関係ないのですが、知っていたら教えてください。このエリアは扇形で、そのずっと東側と比較してここだけ土地の区割りが違うというのは何故ですか。写真で見た方がいいと思うのですが、事業者説明資料3の49ページです。ここだけ、土地の割り方が違いますがこれは何故ですか。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

農地の形状の違いというようなことでよろしいでしょうか。事業の建設エリアは、中央市の浅利地区になりまして、その南側が市川三郷町になりますが、市町のそれぞれでほ場整備事業を実施しており、別事業として実施しているので、その事業中での区割りが異なっているということになります。統一事業の中であえて区割りを分けているということではありません。

(石井委員)

土地の上の方と左の下の方は、何か繋がっているような感じのところには何か斜めにこう入り込んでいるという形に見えますが、もともと土地が違っていたのですか。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

すいません。ほ場整備前の形状は承知をしていないのですが、私が思う一番大きな原因は、中央市と市川三郷町との境ということで、それぞれの計画の中で区割りをしていることだと思います。

(坂本会長)

ありがとうございました。私が出した意見が水象なので、そこを先に片付けてしまえば、午後も時間ができるかと思います。

今日の事業者説明資料3のうちの水象について、私がいくつか意見しているのですが、その説明をお願いします。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

それでは、地下水位や地盤沈下の部分に関しまして、説明をさせてい

たきます。

意見番号24、地下水調査時の採水方法（採水した深さ、不圧・被圧、事業場の上流・下流の同一帯水層で採水したかなど）を示すべき、という御意見です。回答につきまして、地下水の採水時の現地調査の結果を再整理して、評価書で再度お示しします。対象事業実施区域周辺の地下水利用、市川三郷町も含めた上水道・簡易水道等を整理いたしまして、影響の予測・評価及び事後調査の手法、これらについて再検討を行いたいと考えております。

続きまして、意見番号25、事業による影響の有無を明らかにできるよう、周辺の工事等による河川水位・地下水の汚染の程度を記載すべき、という御意見です。水路の河川水質の現地調査結果では、大腸菌数、溶存酸素量、ふっ素において、環境基準を満たさない値が確認されております。それについて一般的な発生源等の解説、及び今回の調査結果で基準から外れた要因を検討して評価書に追記いたします。地下水については、調査した3地点すべてで現状環境基準を満たしておりましたので、評価書において「目立った汚染は確認されなかった」という旨を明記したいと考えます。

意見番号26、対象事業実施区域周辺及び下流側で使われている、または河川に流入している地下水・湧水への影響を予測すべき、という御意見でした。地下水について、周りで使われている井戸の位置は把握しておりますので、汲み上げの深さを考慮して、今後の地下水利用に対する影響についても検討を行います。湧水につきましては、代表的な湧水に関する文献調査を行って、「無い」というような準備書となっておりますが、これに加えて周辺の集水域での湧水の状況を調査して、その結果を基に再度影響の検討を行います。

意見番号27につきまして、市川三郷町北東部の水道事業及び地下水利用への影響を予測すべき、という御意見です。これにつきまして、市川三郷町における影響も予測して評価に反映いたします。次の83ページに、市川三郷町の北東部の水道事業をまとめた図をお示ししております。右上にあります赤丸が今回の対象事業実施区域です。緑色の線の範囲が第1簡易水道という簡易水道の範囲で、左側の青い線の範囲が市川三郷町の上水道の範囲となっております。簡易水道の最寄りの水源は、赤丸のちょうど南側、対象事業実施区域南側のラベルで、上ノ原浄水場というものがラベルでございまして、その線をたどっていくと市川三郷町の丘の上に、こちらの浄水場があり、水源もこちらと考えられます。赤色で表示している対象事業実施区域から見ますと、丘の上ということ

もありますし、仮に地下水として上流下流の位置関係にあったとしても、下流側での採水が、この上流側の水源の水に悪影響を及ぼす可能性は低いのではないかと考えております。改めて検討して、評価書に反映したいと考えます。

意見番号28、地下水のモニタリング井戸が不適切である、周辺の浅井戸の位置を確認しているのか、あるいはより近くの浅井戸等をモニタリング地点とすべきではないかという御意見です。現在モニタリング行うとしておりますが、この事後調査の地点としては、対象事業実施区域内にモニタリング用の観測井戸を設ける計画です。そして、この区域内の観測井戸で地下水の変動を確認して、影響の有無等を確認していく予定です。よって、区域外に改めて観測井戸を設置することは行わない考えでおります。

意見番号29、揚水量が確定しないため、予測に不確実性がある。それを踏まえて、影響を小さくする揚水量の決定方法と、影響が小さいことの判断基準について説明すべき。また、不確実性があるのであれば事後調査を行うべき、という御意見です。揚水量については、井戸を確認・掘削した後に連続揚水試験を行いまして、その結果をもとに検討いたします。この決め方について評価書に記載いたします。また、地下水に関する影響の判断基準を評価書に記載するとともに、現在環境保全措置としているモニタリングにつきましては、事後調査で実施することといたします。基準につきましては、現地調査の結果から、異常な水位変動の判断基準の指標として、1時間で0.1mの地下水位の低下があつて、それが24時間で回復しないというものを指標として採用したいと考えております。

(坂本会長)

ただいま御説明いただいた内容を整理しますと評価書に反映しますということですか。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

はい。

(坂本委員)

それでは評価書に反映するという事でよろしく申し上げます。また、市川三郷町の部分についても、今後やっていくという理解でいいと思います。意見番号28については杉山委員の意見ですので、また午後にお

聞きしたいと思います。意見番号29、30は県からの意見です。県は、意見を出されたので今の回答で何かありますか。

(事務局 野中課長)  
結構でございます。

(坂本会長)

わかりました。今いらっしゃる委員で、地域交通に関する意見を出した委員がいらっしゃいますので、これについても説明をお願いします。地域交通は意見番号69、70です。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

スライドのページで92ページ、意見番号69について御説明します。地域交通について、入口に右折専用レーンができるとして、その車線の大型車両によって視界が遮られ、車両の走行速度が落ち、渋滞の要因になるのではないかと、という御意見でした。準備書においては対象事業実施区域の両側の交差点のみを対象として、予測評価を行っていますが、それに加えて、入口全面の断面交通につきましても、予測・評価を行いたいと考えます。交通量におきましては需要率という指標を用いましたが、断面では混雑度という指標を用いたいと考えております。この混雑度という数字は、文字どおり道路の混み具合を表す数値でして、道路がその構造上処理できる交通容量、計画交通量や可能交通容量と言いますが、実際の交通量から求める数字になります。可能交通容量という、処理できる交通量につきましても、道路の車線幅や大型混入率によって変わります。例えば右折レーンの整備によって車線が狭くなった場合、あるいは大型混入率が多くなった場合、この道路で処理できる能力は小さくなります。この可能交通容量が小さくなった場合、あるいは交通量が将来的に多くなった場合、混雑度の値が大きくなります。この予測について供用時を対象として行い評価書に反映したいと考えております。御意見でいただいた「大型車両による視界の悪化がスピード低下に繋がる」といったことに対しては反映が困難ですが、新しいレーンができて道路が狭くなった場合、あるいは大型車両の混入が多くなること自体の影響は、予測に反映できるため、このような形で予測・評価ができればと考えております。

続きまして、意見番号70といたしまして、1箇所入口に対して国道140号の東西から進入するという計画となっておりますが、東西の車

両の入口を分けることはできないか、という御意見でした。次のページに、周りの状況を記載していますが、現在の入り口は国道140号からの1箇所となっているのですが、例えば他の周辺道路から場内に入るようなことを考えた場合に、周辺道路が広くはなく軽トラック等が往来するような隘路となっておりまして、こちらを使いますと既存の利用者等の利用の支障となるものですから、これを避けることから、現在は国道140号からの入口のみを考えているというものになります。以上です。

(高木委員)

質問です。基本的には事業者説明資料3の92、93ページに書いてあるようなことをしっかりと計算いただき、それで問題がないということが確認できればそれでいいとは思っています。まだ、よくわからないのは、ここの入口にはパッカー車が入るための信号はつかないのですか。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

はい。信号をつける予定はありません。

(高木委員)

ですから東側から入る車は、要するに歩行者や自転車の走行だけ気をつけて入れればいいわけですし、西側から入ってくる車に関しては、「東側道路の隙がある時に入ってください」ということになるわけですか。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

はい、そうです。しかし、西側から東側に向かう車が右折する際に、交通の滞留が起きないように右折レーンの設置を行う計画となっています。

(高木委員)

ただし、国道140号の交通量そのものがある程度ありますので、西から入ってきた車が右折して中に入るといえるのは、それなりに時間がかかる可能性があると思います。その辺はシミュレーションでしっかりと計算していただければ大丈夫ですが、そのときに、さらに東から左折して入るパッカー車があると、それが混乱のもとになるのは間違いないと思います。私としては、最後のページの写真の道路を少し太くしてでも、交通渋滞に関する対応をした方がいいのではないかとこのことを危惧

しているだけです。ですので、基本的には、この事業者説明資料3の92ページの計算をきっちりとやっていただいて「全く問題ない」ということがわかればそれで結構です。評価書できっちりと示していただくようお願いいたします。

(坂本会長)

ありがとうございました。それから、今日欠席の委員の質問を前半後半にとどまらず、確認していきたいと思います。田中委員の意見番号12について確認ですが、回避・最小化・代償のことについて書いてありまして、これはどちらかっていうと生態系の方での話なので、後に生態系で出るということによろしいですか。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

そうです。まずは、全般的な御意見としまして、回避について、他の場所に建て替える、他の場所を選択する等ということについては、共通して述べているものの、それで終わってしまっているとか、最小化まで検討が終わっているものが多く代償が記載されていないとか、そういった全般的な御意見があったものですから、まず、こちらで例として、全般的に検討した例をお示ししております。併せて、もちろん生態系におきましても回避・最小化・代償といったものは、その順で検討を行っておりますので、その考え方やその考えた結果についての説明は、午後でさせていただきます。

(坂本会長)

よろしく願いいたします。本日欠席の委員においては、今日の審議状況の資料をまた後で見てくださいと思います。

皆さんの出された意見、それから専門外のことで結構ですので、意見がありましたら残りの時間でお聞きしたいと思います。湯本委員お願いします。

(湯本委員)

先ほど高木先生がおっしゃっていた進入路の問題で、私も何回か事業予定地付近を通りましたが、いろいろなやり方をかなり検討された方がいいのではないかと思います。入り方、出方、それから一般の人達との関係というのは、もう少し検討した方がいいのではないかと思います。

(坂本会長)

これは、県に何か考えがあるのでしょうか。道路を管理しているのは県だと思imasuので。このような、これから30年あるいは60年続く事業のタイミング合わせて、将来的には、又は現在道路の拡幅計画があるとか、何か計画とかありますか。今の道路の状況で、作るということを前提で考えて何かありますか。

(事務局 野中課長)

当課のみでは対応していません。しかし、このアセス手続きの中で、庁内の調整会議で議論することはできます。

(坂本会長)

わかりました。地域交通については、アセスの審議会として懸念があります。次回のことに関わりますが、県庁の中で調整するためには、知事意見案に記載した方がいいのでしょうか。知事意見案に、地域交通のことを書いておけば、それをもって庁内会議で議論できるということですね。わかりました。

環境・エネルギー部だけの意見では言いにくいと思うので、知事意見案として地域交通に関する意見を書いたうえで庁内会議に持ってもらうということにしたいと思imasu。

他にいかがですか。公聴会に事業者の方は出られていますでしょうか。県がまとめたこと以外に、何か意見に対して反映させること等はござimasuか。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

先日あった準備書の公聴会に関する事業者の意見としては、すいませんが、これから具体的に検討していきたいと思imasuので、この場で申し上げるところまでは、まだ検討が進んでいません。

(坂本会長)

それでは、スケジュールを整理しておくとして、この後公聴会に対する事業者の意見を作るということでしょうか。それを次回のこの会議に出すということでしょうか。

(事務局 樋川課長補佐)

事務局として考えているのは、いずれの公聴会の意見に対する見解と

というのは、次の評価書で示していただくことにはなるのですが、意見に対する事業者の考えというのを聞いた上で、こちらでも知事意見にどのように採用するかというのを考えますので、次回の審議会の際には事業者の方に、今回の公聴会で出た意見に対する見解というのを示していただくと思っています。

(坂本会長)

わかりました。事業者から見解を、次回の審議会に出していただいて、それと並行して県としても、知事意見にどう反映されるか考えていただいて、次回の審議会はそれも含めて議論をするということです。

先程、話に出た住民への説明会というのは、事業者はどのような予定ですか。スケジュールがわかっているならば、それぞれについての工事スケジュールを踏まえてということでしょうか。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

そうです。これから具体的にいくところも多いのですが、今年度行っている業務とすれば、先ほどの造成設計を行っているので、それが地元の皆様にお示しできる段階になったら、まずそれをお示しさせていただく予定です。また、直近のスケジュールとすれば、令和7年度にその設計に基づいた造成工事を開始しますので、その工事に伴う説明会を開催することになります。また、令和8年度に、選定された業者で詳細設計を行いますので、その内容についても地元の皆様に必要に応じてお示ししていくということで段階的に考えております。

(坂本会長)

わかりました。調査については、今回、準備書に関する説明会を開いたからそれでいいということです。それから、工事の設計については令和7年に差し当たり説明会等を行うということです。

それから、次回の審議会でも、知事意見案をまとめて県庁内で他部局と協議したうえで事業者に通知することになっていますが、この後の手続きとして事業者は最終的には評価書を作成するということです。今日の委員の意見等を踏まえて、評価書の段階では、新たにしっかりと評価等されて記載されるものもあるようですので、今日の準備書の審議では、前半はそのようなところで、後半は大気と動植物という話にしたいと思っています。

午前中の項目についての御質問・御意見は、出尽くしたというふうに

させていただきますして午前の部を終了したいと思います。それでは休憩に入ります。1時半に再開しますので、それまでに席にお戻りください。

(坂本会長)

時間になりましたので審議を再開いたします。

午前中は全般的事項、水質汚濁、日照阻害、景観の審議を行いました。午後は大きく3つに分けて審議を行い、1つ目は大気、動植物・生態系の公開部分。2つ目は動植物・生態系の非公開部分。3つ目は残りの公開部分と進めていきたいと思っています。

それでは最初に事業者から事業者説明資料1と2の大気、動植物・生態系について説明をお願いします。後ほど説明するならそのようにおっしゃっていただいて結構です。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

事業者説明資料1の「方法書について公聴会で述べられた意見」について説明いたします。

まず意見番号1「猛禽類調査」についてです。猛禽類に対する重機・建設機械の影響やバードストライクの影響について懸念がある、また猛禽類調査について精度を上げて欲しい、という御意見がありました。回答としては、建設機械の稼働による影響につきましては、準備書で予測を行っております。バードストライクにつきましては、建物の構造上可能性はほとんどないと考えられることから、今回予測等は行っておりません。猛禽類の調査につきましては、こういったものが出るだろうとか、出ないだろうとか、そういった事前の考えは持たず、また知事と協議の上、精度の高い調査に努めました。

次に意見番号2「煙突高さ」についてです。煙突から発生する白煙の景観への影響や、排ガスの大気汚染への影響について、汚染物質濃度・煙突高さ・予測範囲に関する御意見がありました。回答としては、景観予測において白煙の考慮を行いました。また、排ガス中の汚染物質濃度の設定根拠を示した他、煙突高さを変えて予測を行い、現地調査結果を踏まえ排ガスの影響が及ぶであろう予測範囲を決定しました。このような対応を準備書に記載しました。

続きまして、事業者説明資料2の「準備書に対する意見」について説明いたします。

まず意見番号3「大気汚染」についてです。煙突高さを変えて予測した結果、煙突がより高い方で予測結果の濃度が大きくなっており逆では

ないか、という御意見がありました。こちらは第1回審議会でも同じ御意見をいただいておりますので、後ほど公開の中で説明させていただきます。

次に意見番号7「煙突高さ」についてです。59mが良いと結論を出している理由を表やグラフ等を使って分かりやすく説明して欲しい、という意見がありました。回答としては、評価書の大気汚染の項目で説明を追加するとともに、総合評価で複数条件での予測結果を踏まえ、図形等を用いて説明したいと考えております。1例として、資料にある表のとおり、結果だけではなく、影響の大きい順、小さな順に番号を付けたリ、影響の大きさについてグラフ化して分かりやすくするといった対応を評価書では行いたいと考えております。

以上が事業者説明資料1、事業者説明資料2の説明となります。

続きまして、前回の審議会に対する意見になりますが、その前に一言申し上げます。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

山梨西部広域環境組合の建設課長の長谷部と申します。冒頭で事務局より御説明いただきましたが、動植物や生態系に関する代償の具体的な計画については、申し訳ありませんが、まだ検討中の状況です。本日は、この後の審議会の中で、現在までの検討状況などについて御説明をさせていただきます。検討状況を踏まえた関係図面等の詳細につきましては、次回の審議会でも説明させていただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。それでは資料の説明を続けさせていただきます。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

事業者説明資料3により、第1回審議会でもいただいた御意見に対する事業者側の回答について説明させていただきます。

資料の53ページを御覧ください。意見番号15、工事や施設の稼働による排ガスの影響について検討が不足している。具体的には、人以外への影響や最大着地濃度地点付近の民間への影響について検討すべき、という御意見がありました。回答としては、対象事業実施区域や高濃度が出現すると考えた場所の土地利用、現在は田畑や樹林であったりしますけれど、何が栽培されているのか整理し、人以外への影響についても評価書に反映したいと思っております。54ページには、対象事業実施区域の最寄りの住宅の位置をお示ししています。対象事業実施区域から440mほど東側にありますが、こちらにおける濃度の予測結果につきまして

も評価書でお示ししたいと思います。予測結果の一部は、後ほど他の意見への回答とともにお示しします。

続きまして、意見番号16番、大気汚染の予測結果について、煙突高さを59mと100mの2段階で設定した際に、100mの方で最大着地濃度が大きくなっている。これに関して、計算は一般的な方法なのか、そしてどのような計算を行って今回の結果になったのかを説明すること、という御意見がありました。準備書に対する御意見でも、同様のものをいただいております。回答としては、今回用いた予測計算の手順や計算式は、ごく一般的にほとんどの環境影響評価の煙突排ガスの予測で用いられているものになります。次に実際の計算手順等について説明します。56ページを御覧ください。予測結果が煙突の高さと逆転する現象が起こる気象条件であります「風速0.4m未満、夜間、大気安定度G」といった条件での計算結果を示しております。大きな流れについてこちらに示しております。予測手順①、排出源実体高、これは煙突孔口の高さになりますけど、そこの高さにおける風速を求めます。予測手順②、有効煙突高、これは煙突からの排出ガスが上空のどの高さまで上昇するかを求めるという手順になります。そして予測手順③、予測手順①で求めた煙突高さにおける風速と、その風速から決まるガスの拡散幅、そして予測手順②で求めた有効煙突高を使って拡散計算を行います。ここまでが1時間の計算で、これを1年間の気象データ、8,760時間分繰り返し、合成することで、年平均値での影響を求めます。なお、実際の予測については、この膨大な計算を専用のシミュレーションプログラムの中で行っており、今から説明する内容は、その内部で行われている計算を一部抽出して再現したものになります。57ページを御覧ください。まず、煙突高口における風速を求める手順になります。我々の方で地上10メートルの高さで行った現地測定結果が秒速0.4m未満であったときに、こちらで示している計算式を使って煙突高口での風速を求めますと、右側の図の矢印の中にある数字になります。煙突高59m、盛り土を含めると63mですが、その高さでは毎秒0.347m。煙突高さ100m、盛り土を含めると104mの高さでは毎秒0.404mとなりました。これが煙突高さでの風速となります。次に有効煙突高の計算になります。58ページを御覧ください。風速や排出ガスの温度や量などのデータから有効煙突高の計算を行いました。結果は右側の表の一番下になります。これはガスの上昇する高さ、もともとの煙突の高さを足すと地上から何mになるか、という計算結果になります。煙突高59mでは225.9m、煙突高100mでは266.9mとなり、

有効煙突高は逆転していなかったことが分かります。59ページを御覧ください。こちらが拡散計算の本体部分になり、ここまで求めた煙突孔口での風速と、有効煙突高をスライド中央にある式に当てはめて、ガスの広がりを予測します。この計算式は、弱風・無風の条件で用いるパフ式を示しております。この式につきましては、すみません、一部引用元の手違いといえますかミスで、逆転層の考慮を行う計算式を記載しております。ただし、図の方にも書いてありますが、逆転層の部分を無視することで、一般的な1時間の値を求めるパフ式と同じものになります。そもそもの条件の違いである煙突の高さの違いというものは、煙突高さにおける風速、あと有効煙突高、最後に拡散幅というパラメーターを左右します。特に今回の予測結果に影響したと考えられるのが、右下の表にある拡散幅のパラメーターであり、これは煙突高さにおける風速により無風または弱風の値に振り分けられます。シミュレーションプログラム内では、風速が毎秒0.4mで無風または弱風に振り分けられており、煙突59mでは右側の無風時の拡散幅のパラメーター、煙突100mでは左側の弱風時の拡散のパラメーターが適用されました。このパラメーターの変化も含めて予測した結果が、60ページの図になります。この図の見方ですが、横軸が発生源からのメートルの距離で、0が煙突の位置になります。縦軸は地上での物質濃度になります。煙突高100mが上の青色の線、59mが下のオレンジ色の線となり、100mの方が物質濃度は高くなるという逆転現象が起きました。大気安定度Gの場合、オレンジ色も青色も距離に対して濃度の低下は非常にゆっくり下がっていったため、これがどこかで入れ替わるようなことはこの図の距離の範囲内では起こりませんでした。この現象ですが、風速毎秒0.4m未満、夜間、大気安定度Gという条件でのみ起きました。現地調査において風速毎秒0.4m未満、夜間、Gという条件が年間の15.5%もあったことから、年平均値において逆転が起こったと考えられます。仮に、他の地点における気象観測結果をこれに当てはめたとしても、夜間、Gの倍数割合が少なければ、最終的に数字となって現れなかったかもしれません。しかし、この場においては、それが結構な割合で年間存在したことから、年平均値となって現れたと考えております。

続きまして、意見番号17番、煙突高さを59mと100mの2種類とした理由、また煙突高さを細かく変化させた場合の最大着地濃度の変化を示すこと、という御意見がありました。回答としては、煙突高さについては、午前中も説明したとおり59mは、航空法の規制が60mから適用されることを踏まえ、それを超えない中での最大値としておりま

す。100mは、60mを超えた中で、ごみの処理施設における実績が多い高さとして採用しています。次に煙突高さを細かく変化させた場合の予測結果について説明します。62ページを御覧ください。この表は、窒素酸化物の濃度を100ppmとした場合における最大の年平均値の影響を並べたものになります。赤字の煙突高さ59mと100mについては、準備書で示した値です。黒字が今回新たに追加した値になります。この表で見ますと、煙突高さ97mにおいて濃度が高くなる逆転が生じました。97mより高くなれば、煙突が高くなるほど濃度は低くなるという傾向となっています。先ほど説明した無風から弱風に切り替わる現象が97mで起こっていると考えられます。評価書では、煙突高さごとの予測結果や、その他の予測項目、例えば廃棄物や温室効果ガスなどの予測結果も踏まえて、総合的に評価したいと考えております。

続きまして、意見番号18番、盛り土のための搬入土の搬入土量を明確にするとともに、搬入車両における大気質等への影響を示すべき、という御意見がありました。回答としては、搬入土量については、図面の読み取り面積と盛り土高さから、16万立方mと算出しました。その上で、搬入に1年掛けるとして、搬入車両台数を求めたところ、1日当たり189台となりました。この台数をもとに、工事中の資機材運搬車両による大気質、騒音、振動、地域交通の予測をそれぞれ行っております。準備書には、計画台数のみ示しており、この計画の背景についての説明が不十分であったことから、評価書では改めて明記したいと考えております。

続きまして、意見番号19番、煙突高さ59mを最善と判断した理由を評価書で説明すべき、という意見がありました。回答としては、先ほども説明したとおり、煙突高さについて条件を変えて再予測を行います。これを踏まえて、大気質に関しての評価を改めて行うと共に、日照や景観などのその他の項目も踏まえた総合評価を行い、煙突高さ59mを最善とした理由や根拠について評価書で整理したいと考えております。

(事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏)

続きまして、意見番号36番、事業所周辺にある水田環境への影響について、調査説明が不足している、という御意見がありました。回答としては、灌水状態にあたる夏季、落水状態にあたる秋季の調査に加えまして、一部耕作前の時期にあたる春季においても植生調査を行っていることから、調査範囲内の植物相を適切に把握していると考えています。また踏査ルート図については、代表的なルートをお示ししています。原

則私有地での調査は行いませんが、可能な限り休耕田やそれに付随する畔から、水田内の植物を確認しています。以上の内容を評価書に追記します。

続きまして、意見番号37番、工事前後で水田用水の水質変化の有無について記載をすべき、という御意見がありました。回答としては、水路の切り回しは行いますが、水田用水に変化はございません。従って水質の変化の有無はないと考えています。この内容を評価書に追記します。

続きまして、意見番号38番、写真については、撮影日または引用している場合はその出典先を記載すべき。また、ミズマツバ、ウスゲチョウジタデ、コギシギシ、カワヂシャについては専門家の意見を交えて同定し、保全措置の内容を再検討すべき、という御意見がありました。回答としては、写真については、評価書において撮影日または出典を記載するようにします。もう1点につきましては、公開版の別紙資料1ページを御覧ください。こちらに、4種について、どのような識別点をもって同定したかをお示ししております。別紙資料に記載のとおり、「改訂新版 日本の野生植物」という図書の検索表をもとに、識別点を見出し、適切に識別を行っております。しかしながら、委員の御意見を踏まえて、ウスゲチョウジタデについては「中間型の可能性」、カワヂシャについては「遺伝子攪乱の可能性」をそれぞれ評価書に追記します。別紙資料2ページを御覧ください。ミズマツバ、ウスゲチョウジタデ、コギシギシの標本の拡大写真と、現地で撮影したものの拡大写真を載せております。

続きまして、意見番号40番、水生生物も代償の創出環境へ移設する計画なのか、という御意見がありました。回答としては、陸上植物、陸上動物の他、水生生物においても、代償措置で創出する環境に移植、移設する計画になります。別紙資料3ページから10ページにかけて、保全措置について示しました。3ページと4ページには保全措置の検討の経緯。5ページと6ページには保全措置の内容。7ページには保全措置の実施時期及び手法。8ページと9ページには新たな生育・生息適地の創出箇所と創出環境。10ページには保全措置の実施主体及び管理期間、保全措置の目標について示しております。

続きまして、意見番号41番、維持管理計画はどうなっているのか、という御意見がありました。回答としては、管理期間は事業実施期間となっており、管理計画は施設の運営計画に組み込むこととします。その際の留意点として、定期的な水草の刈り込み、湿地環境の枯草の除去、外来種の除去、定期的な水位の調整が考えられます。

続きまして、意見番号42番。メダカの産卵のために、沈水植物も一緒に移植させる必要があるが、オオカナダモ等の外来種の移植は避けるべき、という御意見がありました。回答としては、現地に生育している在来種の沈水植物、シャジクモやエビモ、ホソバミズヒキモ、ヤナギモ、ホザキノフサモなどを移植するようにいたします。

続きまして、意見番号43番、注目種に選定された鳥類に対する事業の影響は極めて小さいとしているが、そのように判断した根拠が不十分であるので、その不確実性や行動圏調査の結果などを踏まえ、再検討し、丁寧に説明すべき、という御意見がありました。回答としては、注目種について、予測の不確実性や行動圏調査の結果なども踏まえて、再度検討を行い、評価書にできる限り定量的に記載します。現在準備書に記載している内容を、注目種ごとに説明しますと、ヒバリへの影響の程度の判断については、テリトリーマッピング法により調査しており、その結果に基づき予測評価を行っているため、準備書の内容で適切であると考えております。上位性の注目種であるオオタカについては、行動圏解析に加えて、餌量調査の結果についても検討し、評価書にできる限り定量的に記載します。典型性の注目種であるニホンアマガエルについては、再度検討を行い、評価書にできる限り定量的に記載します。ヒバリの調査結果及びそれに基づいた予測評価の内容及びオオタカの餌量調査の結果の整理については、別紙資料11ページから14ページに示しております。

続きまして、意見番号44番、フクロウが採餌環境として水田を利用すること、夜行性なので短期間での調査では必要十分な情報が得られていない可能性があることなどを踏まえ、事業の実施による影響について再検討すべき、という御意見がありました。回答としては、春季及び初夏において、囀りが確認されたことを踏まえて、コールバック、林内踏査を行いました。繁殖に関わる痕跡は確認されず、成鳥の囀りのみにとどまりました。御指摘のとおり、フクロウはカエル類やネズミ類、鳥類を餌とすると想定されますが、現地調査における確認状況から、対象事業実施区域周辺を広域に利用していると考えられるため、準備書に記載している予測結果は適切であると考えています。ただし、今説明した内容については準備書に記載できていませんので、評価書に記載します。

続きまして、意見番号45番、多くの動植物の環境保全措置が代償に依存しているが、代償の具体的な内容が不明であるため、どのような代償を行うのか、具体的に説明をすること。その際、実際の調査データや

文献情報、実績などを踏まえて、効果や確実性について説明をすること、という御意見がありました。回答としては、別紙資料3ページから10ページにかけて示しているとおりの準備書においても、保全対象種に必要な生育、生息環境、保全措置の実施時期及び手順、創出する環境の内容をそれぞれ検討して、その結果を記載しています。内容については適切であると考えていますが、創出環境の詳細については、今後検討を進めていきたいと思えます。また準備書においては、保全対象種の特性などを主として、効果などを整理していますが、他のアセス事後調査報告書などで、これらの種の保全実績などを収集し、保全措置の再検討を行い、評価書に反映します。

続きまして、意見番号46番、創出環境の説明にあたっては、消失面積と創出面積、生物種ごとのハビタットの変化、種数・個体群の変化を定量的に示しながら、回避、最小化後に残る影響と成功基準について説明すること、という御意見がありました。回答としては、御指摘を踏まえて再検討を行い、評価書にできる限り定量的に記載します。

続きまして、意見番号47番、創出環境については先進事例も参考にすべき、という御意見がありました。回答としては、先進事例を確認した上で、当事業においても適用できるか再度検討します。

続きまして、意見番号48番、創出環境創造の着手や移植は、施設工事に先立って行う必要があるため、どのような創出環境を作り、どの動植物を、どのような方法、順序で移していくかといった具体的な計画を示すべき。また、創出環境が狭いため、移植しようとしている種のすべてを移植できることが確認できるか説明すべき、という御意見がありました。回答としては、別紙資料3ページから10ページにかけて内容について示しており、その結果を記載しています。創出環境については、対象事業実施区域の西側の約2000m<sup>2</sup>の区画に創出する計画となっています。この区画において、止水域や水田に類似する湿地環境などを創出、維持し、また事後調査結果に基づいて必要な追加の対策を講じることで、環境保全措置の目標は確保できるものと考えています。以上の内容について適切であると考えていますが、創出環境の詳細については、今後も検討を進めていきます。

続きまして、意見番号56番、動植物を代償で対応する根拠、計画が示されていない、という御意見がありました。回答としては、別紙資料3ページから10ページにかけて示しているとおりの回避、最小化、代償のそれぞれに対して、保全措置の検討を行い、その検討結果を対応できない理由も含めて記載しています。また、保全対象種に必要な生育・

生息環境、保全措置の実施時期及び手順などをそれぞれ検討し、その結果を示しているため、内容については適切であると考えています。以上になります。

(坂本会長)

ありがとうございました。大気汚染と動植物の公開部分について説明していただきました。それでは、大気汚染について小林委員から意見をいただきます。よろしくお願いいたします。

(小林(拓)委員)

山梨大の小林です。この計算の科学的に一番おかしい点は、煙を出したところの高さの拡散係数を地上まで使っているところですが、つまり、上空の風が速いところの拡散係数をそのまま地上まで使っているため、計算がおかしくなっています。100mで拡散した煙が59mまで降りてくると、そこからの拡散は59mの拡散と同じになります。これはよろしいですね。そうだとすれば、100mから59mに降りてくるまでに、多かれ少なかれ拡散して濃度は必ず下がって降りてきていますので、そこから59mの拡散で広がっていけば、59mで出すよりも濃度が上がることは考えづらいです。つまり、100mの風速で決定した拡散係数を適用できるのは、その拡散係数を適用する風速の高さまでとなります。それよりも低い風速になった場合には拡散が変わりますので、拡散係数を変えて計算しないとおかしいと思います。これをどうしたらいいかという答えはすぐには出せませんが、このような計算が可能かどうか分かりませんが、1つの方法としては、拡散係数が変わるところまで拡散させて、その濃度分布に基づいてそれより低いところを拡散させる。別の方法としては、パフ式のようなものを使うのを諦めて、いわゆるグリッドを切って、ボックスモデルなり、グリッドでもいかもしれませんが、それぞれの高さに拡散係数を与えて順次計算していく。そうしなければ、一般の方からも意見があったようにおかしいですね。煙突が高い方が地上濃度は低くなるはずなのに、それが逆転している理由は気象条件だとする説明はやはり間違っており、今回の拡散の考え方が間違っているから、逆転した結果が出ているわけです。

(坂本会長)

パフ式を使用するならば、高さごとに層を作り、層ごとの拡散係数で計算する。一番高いところから降りてきて、ここまで下がりました。そ

して、そこからまた下がりました、というように高さごとに計算して下までいくということですね。

(小林(拓)委員)

グリッドを切っていないので可能かどうか分かりませんが、拡散係数が切り替わるところまで計算してあげて、そこから拡散係数を変えてもう1回拡散させるという計算をしないとやはりおかしいと思います。

(坂本会長)

パフ式は使用しない方がいいですか。パフ式はどちらかというと風速や風向が変わっていくときには適していると思いますが。

(小林(拓)委員)

パフ式は拡散係数が途中で変わるという想定をしてないので、それを跨ぐところにはそのまま適用できません。

(坂本会長)

他の方法はいかがですか。もう1つありますよね。

(小林(拓)委員)

ブルーム式ですがこれも基本的には同じです。拡散係数を変えたければ、やはりグリッドを切って計算するしかないと思います。

(坂本会長)

分かりました。私もその意見に賛成です。絵を見ると、煙突の真下でも煙突が高い方が濃度は高くなるという話ですよ。やはり直感的におかしい気がします。高さ方向の風速がある程度一定だったらパフ式やブルーム式でいいと思いますが、この場所では高さ方向の風速の差が拡散に効いているので変えた方がいいと思います。そもそも拡散係数を設定するのは、安定とかでやりますが、曖昧なところがあるので、そんな曖昧な式でやるにしても何とか工夫して現実的なものになるように考えていただければと思います。事業者の方どうしますか。今回答でなければそれでも構いません。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

現時点での第1印象の回答をさせていただきます。これはプログラム

をそのまま使ってしまった中で、何と言いますか、常識的などというとか、直感的などというか、私はありえないという言い方をあまりしたくありませんが、そういう結果を使っていたというのはそのとおりだと思います。その上で、どうすればより適切な予測になるのかという点について委員におっしゃっていただきましたが、1つはボックスモデルを採用するもので、もう1つは拡散係数が切り替わるような高さで何か予測できないのかというものでした。そこで、これは逃げ道になってしまうかもしれませんが、拡散係数が高さによって変わることを無視すると言いますか、同じ拡散幅なら拡散幅ですべて計算してしまうもので、拡散係数を途中で変える方がより望ましいのは分かりますが、風速はどうなのかということもありますので、それを技術的に再現することができない場合においては、煙突の高さにおける風速に関わらず、同じ拡散幅、無風なら無風の拡散幅を当てはめることで、少なくとも現象の常識から外れない予測結果にすることができるのではないかと思います。

(小林(拓)委員)

そうですね。拡散のメインの場がおそらく下の方になりますので、下の風速で上まで適用して拡散させる方がいいと思います。または、両方の拡散係数を使って、安全側にたつとかですね。

(坂本会長)

ありがとうございます。大気の計算は、式やソフトがあって計算できてしまいますが、その中に拡散係数を安定とかでやっています。私自身パスキルがあんまり好きではありませんが、その影響がどうしても出てくるので、もっといい方法がないか考えていただきたいと思います。先ほどの提案はいいと思いますが、次回の審議会に間に合いますか。間に合わなければ、評価書に記載するというのでしょうか。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

予測だけでよければ、次回の審議会に間に合うと思います。

(坂本会長)

ありがとうございます。よろしく申し上げます。大気汚染について、他の委員は大丈夫でしょうか。

次は、動植物の公開の部分になりますが、別紙資料による説明が多いので、そちらもよく聞いていただければと思います。まずは湯本委員お

願います。

(湯本委員)

湯本です。工程表のようなものをきちんと作っていただきましてありがとうございます。これを見ますと、工事2年目に移植していくということかと思いますが、希少種が住める環境が先に作り出されていないと、そこへ希少種を移植しても無理ではないかと考えます。つまり、安定するまでの期間がもう少し必要ではないかと思えます。メダカのようなものは意外と強くていけるのかもしれませんが、植物は移植した場合にそれがきちんと定着できるだけの条件を整えられているかということが重要になると思えます。代償で移植する種類が何種類か挙げられていますが、それだけで湿地環境が保たれているわけではありませんので、やはりもう少し期間をおいて、きちんとした環境を作る時間が必要ではないかと思えます。それから、移植した後の維持管理について説明がありました。もちろん維持管理も大事ですけれど、維持管理しながらきちんとそこで生物の生息調査をしていかないと、それが定着したのかどうなのか、そこにきちんとした生態系が保たれているのかどうなのか、ということとは分からないと思えます。ですから、その調査も必要ではないかと思えます。

(坂本会長)

代償についてはまだ検討中ということなので、ここでの意見を参考にしよるよりよい案を検討してください。芹澤先生願います。

(芹澤委員)

別紙資料の写真には、引用元を書いているだけですか。要するに、同定根拠はどこにあるかと言えば、「日本の野生植物」を見ましたというだけで、証拠写真があるわけではないですよ。標本もないということですか。

(事業者 株式会社静環検査センター 佐口氏)

写真はすべて標本の写真になります。標本も今日御用意させていただいておりますので、決して図鑑のものを持ってきているわけではございません。その中で、同定の根拠として、一般的に出版されている図鑑等の識別表をもとに種の識別を行っております。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。芹澤委員に検討いただいている間に北原委員お願いします。

(北原委員)

前回よりだいぶ詳しくまとめていただきありがとうございました。私が一番思ったことは、創出環境を作ってから、そこへ希少種を移植するわけですよね。その「創出環境を創出する」ということがポイントになります。つまり、現在計画地の中にいる希少種の生息環境や生息条件をきちんと確認することがポイントになると思います。なぜかといえば、分布図を見てみると、例えば水路があって、そこに一様に希少種がいるわけではなく、ある一部分にポツポツといます。ということは、その水路の中でも、その一部のところに何か生息する限定の条件があると思います。準備書には、事例をたくさん集めてそれをもとに創出環境を作ると記載されていますが、その事例はもちろん大切であると思いますが、現在あそこに住んでいる生息環境、これがすごく重要だと思います。創出環境を作る前にそれをしっかり把握していただいて、あそこのローカルな環境条件において、何でその種がいるかというところをしっかりと掴んでもらい、その条件に合った創出環境を作っていただくような努力をしないとなりません。目標は、定期的な下草の刈り込みとか、湿地環境の枯れ草の除去とか、外来種を除去と言った維持管理計画ではありません。目標は、移植した種が、どうやって創出環境の中でこれから未来永劫に存続していくかということです。ですから、湯本委員がおっしゃったとおり、一番大切なのは、下草刈りとか、枯れ草の除去とかそんなことではなく、モニタリングです。移植した種がどうやってあそこに維持していくのか。維持していかなかったらその理由は何か。どうすれば維持できるのか。そこを確認するためにモニタリングが一番重要となります。事後のモニタリングをずっと続けていかないと、創出環境を作っても意味がありません。ミッションは何かといえば、その移植した種の維持です。それがミッションです。そのための維持管理です。そこを取り違えないでいただきたいと思います。

(坂本会長)

この意見も代償の案を考える時の参考にしてください。まずは代償の案を作る前のステップを整理していただきたいと思います。ステップ1は、今の環境を調べる。その調べる環境は何なのか、水分量なのか何か

よく分かりませんが、それはこのように調べますという案を作ってください。次に、移植先の候補地について、この条件は満たすけど、この条件は満たさないということを整理してください。そのあとで移植の作業があって、事後評価になると思います。委員がおっしゃったように、何でそこにいるかをはっきりしておかないことには、どこにも移植できないと思います。あの水路の中で一部にだけいるというのは、たまたまそこに水が溜まっていたのかもしれませんが、何か他のものがいたのかもしれませんが、そういうことがありますので、まずは今そこにいることについての条件をしっかりと調べていただいて、それに合ったところを探す、あるいは探しましたという計画を示していただかないとこちらも判断できません。移植にもマニュアルがあると思いますが、環境影響評価はマニュアルどおりやるのが目的ではありません。それならこの委員会はいりません。審議会では、その場所に合った環境影響評価をマニュアルも参考にして審議したいので、移植については現在の状況をしっかりと把握するところから始めていただきたいと思います。

それでは岩田委員お願いします。

(岩田委員)

山梨大学の岩田です。北原委員がおっしゃっていたところと重複しますが、事業予定地にいる希少種は、そこだけで個体群を維持しているわけではなく、空間的に広がりを持った中で集団が維持されていますので、移植地を作ってそちらに数個体移動しても、そこで数個体が持続していくことはできません。どれぐらいの範囲で個体群が成立しているのかなど、他の生物との相互作用があって形成されている群集だと思いますので、そういったモニタリングの結果も踏まえて、移植先の場所だけではなく、周辺との接続と連携性や関係性を見ながら設計・デザインに反映していただければと思います。

(坂本会長)

ありがとうございました。代償については、先ほどの手順とか、次回の委員会で説明していただけるということですか。それとも評価書までにという話ですか。

(事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏)

ビオトープの概略図は、次回の審議会でお示しさせていただきます。ただ、本日委員から御指摘をいただいたように、まず現状生息している

環境の特徴を押さえ、そこからいろいろ検討していかなければならないと思うので、最終的には概略図から変わってくることも考えられます。なお、本日の説明で抜けていたところがありました。モニタリングは当然行います。植物などについては、供用後1年目と3年目にモニタリングすると準備書に記載していますが、頻度や回数等々についてはさらに検討を重ねて、評価書に記載します。

(坂本会長)

ありがとうございました。率直に言って、代償は、回避や最小化より難しいと思いますので、代償を行わなくてすむ方法を考えた方が簡単だと思います。先ほどの最小化の話になりますが、あれだけの敷地面積がある訳ですから、ここからここまでは手を付けずに置いておく。次の計画までの30年間のうちの何年間そのまま置いていけるか分かりませんが、なるべく代償を考えずに、回避や最小化によりできることを検討した方がいいと思います。これが回避や最小化を先に検討する理由です。この委員会でも、他の案件で代償という話もありましたが、やはり代償が一番難しいと思います。もっと簡単な回避や最小化という方法もあり得るのではないかと検討していただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは、ここまでについて、委員の皆さん、御意見よろしいでしょうか。それでは非公開の部分に入りたいと思います。傍聴や報道の方には一度退出していただきます。3時までお待ちいただくことになると思います。

それでは、動植物、生態系の非公開の部分について、事業者から御説明をお願いします。

【非公開審議開始】

【非公開審議終了】

(坂本会長)

午後の部の後半を始めたいと思います。途中から参加された委員もいらっしゃるのでは、はじめにこれまでのまとめを行います。午前の部では、全般的事項、水質汚濁、日照障害、景観等の審議を行いました。午後の部の前半では大気汚染と、動植物、生態系の公開部分と非公開部分の審議を行いました。

これから水象、地盤沈下、廃棄物・発生土、地域交通について審議を

行います。なお、午前の部で時間が余ったので、これらの一部の内容については審議を行っております。

それでは、事業者は説明をお願いします。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

事業者説明資料1の「方法書について公聴会で述べられた意見」について説明いたします。

意見番号6「ごみ資源(鉄、金、銀)」についてです。計画施設での資源の有効活用について御意見がありました。回答としては、計画施設では、可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみの処理を行います。そのうち、粗大ごみ、不燃ごみからは金属等の資源化可能なものを回収して有効活用していく計画となっております。

続きまして、事業者説明資料2の「準備書に対する意見」について説明いたします。

意見番号4「土壌汚染」についてです。現地調査結果のうち、1地点でダイオキシン類の濃度が高い理由は何か、という御意見がありました。回答としては、5地点で土壌の調査を行っており、低い方から4.6、6.2、9.8、12、最大が14pg-TEQ/gでした。環境基準の1,000pg-TEQ/g、土壌汚染で発生源等の調査を開始する目安となる250pg-TEQ/gと比較すると十分に小さく、汚染が生じているとは言えないと考えています。その上で、なぜ測定結果に違いがあるのかについては、確定的なことが言えるかは分かりませんが、ダイオキシン類の組成の差から検討して、評価書に記載します。

続きまして、意見番号5「地域交通」についてです。将来交通量を考慮すると、計画施設への右折レーンの設置が必須ではないか、という御意見がありました。回答としては、県との協議を踏まえて右折レーンを設置する計画となっております。右折レーンができた上での断面の交通状況に対する影響について予測評価して、評価書に記載します。

以上が事業者説明資料1、事業者説明資料2の説明となります。

続きまして、事業者説明資料3により、第1回審議会でもいただいた御意見に対する事業者側の回答について説明させていただきます。

先ほど会長から説明があったとおり、午前の部で地下水位に関する説明を一部行っていますので、午後の後半では、意見番号28番から説明させていただきます。

84ページを御覧ください。意見番号28番、こちらは午前中に説明しましたが、地盤沈下に関する事なので改めて説明します。地下水位

のモニタリング井戸が不適切である。周辺の浅井戸の位置を確認しているのか。より近くの井戸をモニタリング地点とすべきではないか、という御意見がありました。回答としては、対象事業実施区域内に、事後調査用のモニタリング井戸を設置する計画です。この井戸で施設の稼働による地下水位への影響の有無を把握するため、対象事業実施区域外の浅井戸をモニタリング地点にすることや、他の地点で井戸を設置することは検討していません。

続きまして、意見番号29番、30番、こちらは午前の部で説明しましたので飛ばさせていただきます。

続きまして、意見番号31番、地盤沈下の事後調査について具体的な方法を検討しているか、という御意見がありました。回答としては、今回の事業で地盤沈下が生じる可能性としては、地下水のくみ上げによるものと考えられるため、地下水位のモニタリングにより影響の有無を確認します。地下水位の確認方法ですが、対象事業実施区域内に観測井戸を設け、自動で記録する磁気式水位計により計測します。水位計では1時間に1度地下水位を計測しており、このデータを月1度回収し、整理します。地下水位にどのような変化が生じれば異常とみなすかについては、現地調査での地下水位の変動の記録の結果から、「1時間で0.1mの地下水位の低下があり、それが24時間で低下前まで回復しなかった」場合に何かしらの異常が生じていると判断して、施設稼働との関連の有無を検討します。仮に計画施設の稼働による影響の可能性が高いと判断した場合には、その対策を講じる、といった手順により事後調査を実施したいと考えております。

続きまして、意見番号66番、焼却灰について、再資源化することから影響は極めて少ないとしているが、根拠が不足している。環境保全措置や事後調査の必要性について再検討すべき、という御意見がありました。関連の意見が続きますので、89ページに進みます。意見番号67番、準備書では廃棄物の埋め立て処分量をできる限り抑制するとの記載にとどまっているが、想定する埋め立て処分量を示すべき、という御意見がありました。90ページに進みます。意見番号68番、埋設廃棄物をできるだけ抑制すると記載しているが、それを埋め立てする計画も記載すべき。また、埋め立てによる影響についても検討すべき、という御意見がありました。以上3つの御意見についての回答を91ページにまとめました。まず、焼却灰の埋め立て処分につきましては、適切に埋め立てをすることを前提とした上で、影響は極めて小さいと準備書でまとめておりました。埋め立て処分量の大小に基づいた環境保全措置の検討

や、環境保全措置を踏まえた上での環境影響について改めて検討し、評価書に反映します。左側の表は準備書から引用しているものですが、処理方式別の廃棄物の埋め立て処分量を示しています。一番下の赤く囲ってある部分が想定される最大の埋め立て処分量となります。溶融・シャフト式が埋め立て処分量としては最も小さくなると予測しております。埋め立て処分量が一番多い焼却・ストー方式においては、焼却灰の部分的な資源化を行うなど、環境保全措置の検討も行った上で、改めて評価したいと考えます。また、御意見の1つにありました、供用時の廃棄物の事後調査の実施について検討いたします。現在、工事の実施による廃棄物について事後調査を行うとしておりますが、御意見を踏まえて、供用時の廃棄物の事後調査、発生量や埋め立て量について不確実性もある中で実施について検討いたします。

続きまして、意見番号69番、70番、地域交通に関する意見が続きますが、こちらにつきましては、午前中に委員がいらっしゃる中で説明を行っておりますので説明は割愛させていただきます。

以上で午後の後半の部の説明を終了します。

(坂本会長)

私からも補足します。午前中に水象、地盤調査、地域交通の審議を行いました。水象や地盤沈下については評価書に反映するという説明でしたので、それ以上言いようがありませんでした。次回の審議会で知事意見をまとめますので、事務局には評価書に反映することが担保されるように整理してもらいたいと思います。午後から参加された委員もいらっしゃいますので、午前の部で審議した部分についても、改めて質問等いただいて結構だと思っています。複数の意見があることは重要なことだと思っていますので、遠慮なく意見を仰ってください。

順番にお願いします。岩田委員何かありますか。

(岩田委員)

私は特にございません。

(坂本会長)

後藤委員お願いします。

(後藤委員)

特にありません。

(坂本会長)

そうですか。地盤沈下についても、評価書に反映するみたいな内容になっていますので、一応それでいいということかもしれません。佐藤委員お願いします。

(佐藤委員)

先ほど申しあげましたので大丈夫です。

(坂本会長)

杉山委員お願いします。

(杉山委員)

84ページを見せてもらってもいいですか。モニタリングの話も踏まえて井戸の設置は行わないとのことですが、周辺の浅井戸の情報は確認しないのでしょうか。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

地下水位の事後調査は実施します。その実施する井戸ですが、対象事業実施区域の中にモニタリング用の井戸を設置します。このため、その周辺地域を対象として、民間の井戸を使うとか、あるいは新たに区域外にモニタリングの井戸を設けることは検討していません。ただ、繰り返しになりますが、対象事業実施区域の中に観測井戸を設けて、その地下水位について、先ほど説明したように連続観測を行い、その変動で異常がないかを事後調査していきます。

(杉山委員)

対象区域内に作る浅井戸は、どれぐらいの深さのものを予定していますか。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

まだはっきりとしたことは決まっておりませんが、当然くみ上げる深さに相応した観測井戸といたします。

(杉山委員)

くみ上げるための井戸は深いと思うので、周辺の浅井戸とは帯水層が

違うと思います。最も浅い浅井戸の帯水層を対象とした観測井戸と考えていただきたいと思います。帯水層ごとに考えていただければ分かりやすいと思います。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

確認ですが、今私が申し上げているイメージとしては、対象施設でくみ上げる水と同じ帯水層で地下水のモニタリングをするように井戸を設けると説明しましたが、今委員がおっしゃっているのは、それとは異なる浅井戸についてモニタリングをすべきという御意見でしょうか。

(杉山委員)

実際にくみ上げる井戸の深さにもよると思いますが、帯水層は何層かあると思います。おそらく取水するのは、2番目か3番目ぐらいの深い方の帯水層から水を汲むと思いますが、帯水層ごとに遮水構造を持たせるような井戸を作るとは思えないので、浅い方にも影響が出ると思います。このため、そちらについてもモニタリング井戸を設けていただけないかという意見です。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

御意見については理解しました。深井戸を掘ることによって浅井戸の利用者にも悪影響が出るかもしれないので、浅井戸でもモニタリングすべきであるという意見でよろしいですね。

(杉山委員)

そうです。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

こちらは井戸業者との相談になるかと思いますが、井戸の水を取り込むストレーナーの部分の位置、あとは御意見のとおり遮水加工をすることで、浅井戸に影響はないという構造ですね。

(杉山委員)

浅井戸に影響がない構造にするのであれば、話は違ってくると思います。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

それができないというような技術的な話がありましたら、浅井戸のモニタリングについても改めて検討させていただければと思います。

(坂本会長)

どの深さから取るのかまだ決まっていないということですか。川のそばだから浅井戸でも水は取れそうだけど、水質とか水量を考慮すると、深井戸になるということですか。あるいは浅井戸から取るとかえって河川に影響があり、環境影響があるという話もあるかもしれない。民間の井戸が少し離れたところにあるけど、浅井戸ではないかと思いますが。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

今回地下水調査を行っており、その時は90mの深さの井戸を掘っています。ごみ処理施設を建設する事業者がどれくらいの井戸を掘るかはまだ明確になっておりません。

(坂本会長)

いつ明確になりますか。評価書までの間ですか。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

令和7年度に事業者を選定する予定であり、そのあとに行う施設の詳細設計の中で、明確になります。このため、評価書作成後に明確になります。

(坂本会長)

評価書作成後ですか。そういうことなら、浅井戸と深井戸の両方の影響を考えた方がいいと思います。川のそばだから浅井戸で取れるような気もするけど、川の環境にも影響する可能性もあるので深くから取った方がいいのかもしれない。浅井戸と深井戸のどちらが周りの環境いいかという話も評価書の段階で検討していただいた上での決定していただかないと、評価書が終わった後にこっちにしますと言われても、審議会としては判断できないので、御検討ください。杉山委員それでよろしいですか。

もう最後なので、全体をとおして自分の専門分野にこだわらず、今日の説明の中で受けた印象を含めて意見等ございますか。1人ずつ一応確認します。

石井委員、北原委員、小林委員、芹澤委員、湯本委員、岩田委員、後

藤委員、佐藤委員、杉山委員、高木委員、大丈夫ですね。

補足ですが、高木委員の地域交通の話の中で、これについては道路管理者との関係もあるので、県庁内での検討をしていただきたいと思いますが、そのために知事意見の中にそれを加えておいてそれをもって県庁内で検討してもらいたいと考えています。

箕浦委員も大丈夫ですね。

というわけで、審議については以上で終わりたいと思います。最後に事務局から案内があるかと思います。よろしくお願いします。

(司会 齋藤総括課長補佐)

それでは以上をもちまして本日の議事をすべて終了いたします。委員の皆様におかれましては、議事進行に御協力いただき、ありがとうございます。坂本会長には、議事の円滑な進行、ありがとうございます。それでは3その他ですが、事務局お願いします。

### 3 その他

(事務局 樋川課長補佐)

事務局より今後について御説明させていただきます。前回同様まず事務局にて、本日の議事録を作成し、皆様にメールにてお送りいたしますので、議事録が届きましたら、御自身の発言について誤りがないか御確認いただきますようお願いいたします。また追加の質問等がございましたら、1週間後の7月25日頃までに、議事録の確認とあわせて御回答いただければと思います。次に作成した議事録や追加の質問を踏まえて意見整理表を作成し、事業者にお送りしますので、事業者におかれましては、本日の受け答えについて確認いただくとともに、追加の質問があった場合は、その回答をお願いします。県では委員の皆様からの意見や事業者の受け答えを踏まえて、知事意見の素案を作成し次回審議会にてお示しさせていただきます。なお、次回の審議会は、概ね8月下旬、お盆明け頃を予定しておりますが、正式な場所や日程は後日通知させていただきますので、開催通知が届きましたら、出欠について御回答いただけますようお願いいたします。事務局からは以上です。

(司会 齋藤総括課長補佐)

その他、他に委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、山梨県環境影響評価等技術審議

会を終了いたします。御審議ありがとうございました。

<了>